

日本心臓リハビリテーション学会「心臓リハビリテーション レジストリー」のデータ利用と二次研究に関する遵守事項

1. この日本心臓リハビリテーション学会「心臓リハビリテーションレジストリー」に関するデータ（以下「データ」という。）使用についての遵守事項は、データ使用に際し、申請者およびその共同研究者が遵守すべき事項を定める。
2. データを日本心臓リハビリテーション学会（以下、学会）にて承認された使用目的にある目的や申請した内容（学術発表あるいは論文執筆など）以外に使用しないこと。そのほかの使用目的や内容にて新たに利用を希望する場合には改めて申請を行う必要がある。
3. データを営利目的に使用しないこと。
4. 申請者はデータを厳重な注意をもって管理する義務がある。データおよびその全体または一部を複製したもの、あるいはそれを復元することができるデータを、第三者に閲覧させたり、譲渡したりしないこと。共同研究者グループメンバーへのデータの閲覧は必要最小限とし、その者にもここに述べる遵守すべき事項を守らせること。
5. 使用者は次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかにレジストリー施設認定制度委員会に届けるものとする。
 - (1) データを紛失、盗難等、第3者に漏洩の可能性が認められたとき。
 - (2) データ使用を中止するとき。
 - (3) データ提供申請書の記載事項に変更が生じたとき。
6. 研究結果発表に際しては、日本心臓リハビリテーション学会「心臓リハビリテーションレジストリー」より提供されたデータを用いていることを明らかにすること。
7. 論文投稿や学会での発表は、各投稿規定または演題規定に従うこと。
8. これらの遵守事項に違反した場合は、登録委員会により当該研究のデータ使用承認が取り消され、以降の申請者と所属機関における使用が認められなくなることがある。承認が取り消された場合、申請者は速やかにデータを返還し、複製およびこれを加工して得られたデータのすべてを破棄しなければならない。

付則

この遵守事項は、平成25年4月1日より施行する。

この改正は、平成28年8月1日より施行する。